

兵庫県相談支援従事者現任研修に関する Q & A

問い合わせの多い項目等について Q & A を作成しましたので、申込の際の参考としてください。

(受講要件について)

質問	回答
<p>Q 1 - 1 平成 23 年度の初任者研修を受講したが、その後相談支援の業務に従事していなかった。来年度から相談支援事業所を立ち上げるために現任研修を受講したいが、受講可能か。</p>	<p>現任研修は国通知により、受講対象者が「指定相談所等において相談支援業務に従事しており、一定の経験を有するもの」に限定されており、これに該当しない方は原則として受講できません。</p> <p>ただし、①障害者への直接支援や障害者以外の相談支援など隣接領域で一定の経験を有しており、②今後、相談支援事業所を立ち上げるなどの理由がある場合には、受講を認めることもあります。</p> <p>(所属法人の誓約書の添付が必要です。)</p> <p>なお、本県においては一定の経験を「初任者研修受講後、概ね 3 年以上の相談支援業務に従事」としており、それを前提とした研修プログラムとなっていますので、ご注意ください。</p>
<p>Q 1 - 2 平成 23 年度の初任者研修受講後 3 年間は相談支援専門員として従事していたが、その後人事異動で別の業務に携わっていた。来年度から再度、相談支援専門員として勤務する予定だが、受講可能か。</p>	<p>「(相談支援専門員としての従事が) 概ね 3 年以上」の条件は満たしていますので受講は可能ですが、当時の相談支援の記録を再度読み返すなど、十分な復習の上に受講していただければと思います。</p>
<p>Q 1 - 3 初任者研修受講後、病院のケースワーカー(あるいは高齢者介護のケアマネージャー)として勤務していたが、これは相談支援の業務として認められるのか。</p>	<p>「相談支援専門員として」ではありませんが、隣接領域における「相談支援の業務」と認められることから、今後、県内の相談支援事業所において相談支援専門員として従事予定である場合には受講対象とします。(所属法人の誓約書が必要です。)</p>
<p>Q 1 - 4 平成 22 年度の相談支援従事者初任者研修を受講したが、今年の現任研修の受講は可能か。</p>	<p>平成 27 年度末で相談支援専門員としての資格を失っており(5 年度以内の現任研修受講が必要)、受講できません。来年度以降に再度、初任者研修の受講をお申し込みください。</p>
<p>Q 1 - 5 初任者研修を他都道府県で受講の上、兵庫県内の相談支援事業所で相談支援業務に従事しているが、兵庫県の現任研修を受講可能か。</p>	<p>前回の初任者研修等の受講都道府県は問いませんので、兵庫県で受講可能です。</p>
<p>Q 1 - 6 サービス管理責任者の資格取得のために受講した相談支援従事者初任者研修(2 日間)の受講証明書があるが、現任研修の受講が可能か。</p>	<p>過去に相談支援従事者初任者研修 5 日間を受講修了された方が対象ですので、受講できません。(兵庫県の場合は、知事印を押印した修了証書が発行されています(再発行を除く)。)</p>
<p>Q 1 - 7 「自らが担当した個別ケースの概要」とあるが、自ら担当した個別ケースがない場合はどうしたらよいか。</p>	<p>本研修はケアマネジメントの手法を用いた相談支援を実施している方のスキルアップを図ることを目的としており、具体的な個別ケースを担当されていない方の受講は想定しておりません。</p>

(提出書類について)

質問	回答
Q 2-1 修了証書を紛失したが、どうしたらよいのか。	修了証書は基本的に再発行できませんので、受講時の勤務先等にも問い合わせの上、探していただきますようお願いいたします。どうしても見つからない場合は、受講した都道府県の障害福祉担当課等にお問い合わせください。(なお、兵庫県の場合、受講証明の発行に1ヵ月程度かかります。)
Q 2-2 同一事業所内で平成 23 年度に初任者研修を受講したもの(今年度現任研修を受講できないと失効するもの)が複数いる場合でも、順位は付けないといけないのか。	その場合でも順位を付けていただくようお願いいたします。なお、選考の際には考慮させていただきます。

(選考について)

質問	回答
Q 3-1 「2回目以降の現任研修受講の場合、前回の現任研修受講からの期間が長い方」とあるが、前回、平成 23 年に現任研修を受講した場合、次はいつまでに現任研修を受講すれば相談支援専門員の資格を失効しないのか。	現任研修の受講時期ではなく、初任者研修の受講時期により失効の時期は異なります(下記「参考：現任研受講イメージ」参照)。 具体的には、18年度の初任者研修を受講し、23年度までに現任研修を受講された方は、次回は24年度から28年度までの間に現任研修を再度受講する必要があります。
Q 3-2 他府県の相談支援事業所において相談支援専門員として従事している場合には選考されないのか。	当研修は兵庫県の委託を受けて実施しているため、基本的には兵庫県内の相談事業所において従事しておられる方を優先しています。
Q 3-3 選考により受講できなかった場合、その理由等を教えてもらえるのか。	個別の選考理由については、兵庫県社会福祉事業団・兵庫県障害福祉課ともお答えしかねますので、ご了承ください。

[参考：現任研受講イメージ]

